初秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は知的障害福祉の向上にお力を注がれておられること、感謝の念にたえません。

当全国知的障害者施設家族会連合会は全国 3 4 都道府県約 1000 施設 5 万人の知的障害者家族が集まりました会です。政治団体でもなく、圧力団体でもなく、ただ、ただ障害者と家族のしあわせを望んでいる組織です。

さて、このたびの「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定」に向けて様々な団体へのヒアリングがあったようですが、当会はその機会がありませんでしたので、意見書を作成させていただきました。

知的障害を持つ人は、重度であれ、軽度であれ支援がなければ生きていけません。その支援は「人間の尊厳を守る」ものであり、「その人らしい生き方を実現させる」ものでなければなりません。また、親亡き後は親に変わってまさに親身になって愛情を注いでもらいたいと思っています。

どんな支援者がどのように支援してくれるかは知的障害を持つ人の人生を左右する ほど重大なものです。その重さを担ってくれる支援者や支援施設の報酬の改定であるこ と真摯に受け止めて改訂作業をしていただきたいと切に望みます。

同封いたしました意見書の真意をご理解くださり、お力になってくださいますことをお願いいたします。

敬具

平成 29 年 9 月 1 日 一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会 会 長 由岐 透

連絡先

全国知的障害者施設家族会連合会

〒650-0016 神戸市中央区橘通 3-4-1 神戸市立総合福祉センター2F 神戸市知的障害者施設家族会連合会内

電話 078(371)3930 FAX078(371)3931

m a i l : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

URL: http://zenshiren.web.fc2.com/index.html 事務局 10:00~5:00

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会 代表理事 由 岐 透

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会の概要

- 1. 設立年月日: 2005年9 月15 日
- 2. 活動目的及び主な活動内容

一般社団法人 全国知的障害者施設家族連合会(以下「全施連」)は全国の障害者支援施設、通所施設(以下「知的障害者施設」)の家族会が都道府県単位に組織され、その都道府県連合会が会員となり全国で一つの団体として組織しています。すべての知的障害者施設を利用する人の福祉向上を図り、その豊かな生活と権利を護ることを目的としています。

【主な活動内容】

- 政策提言活動
- 権利擁護
- •請願活動

- 3. 加盟団体数:(又は支部数)33都道府県
- 4. 法人代表:代表理事 由 岐 透

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見書(概要)

1. 障害者支援施設(入所施設)を利用している人に対する総合的な支援の充実

核家族化した社会の中で、日常的に支援している親の高齢化とともに当事者の高齢化も進んでいきます。知的障害者は、障害の状況を問わず、生涯を通じた24時間切れ目の無い支援と見守りがなければ一人で生き辛い特性を多かれ少なかれ持っています。障害者総合支援法による施設の事業形態では昼夜分離となり、利用者にとって生活支援が最も必要な朝夕の時間帯を含む施設入所支援の質量を左右する給付費が、日中の給付費の3分の1になっています。報酬と給費は密接に関連があります。このような実態にそぐわない不合理な制度は、支援の低下をもたらすばかりでなく、施設利用者の人権を損なうことにもなります。

生涯を通じた 24 時間切れ目の無い支援と見守りが可能な施設こそ、それを必要とする知的障害者にとっては、親亡き後の生涯を通じた「家庭(終の住処)」として、地域福祉の拠点と位置づけ活用すべき社会資源です。

その意味において、入所施設を知的障害者がより豊かな生活が享受できるものにするとともに、グループホームについても、同様の位置づけに立って充実するべきです。

- (1) 知的障害者が生涯を通じ24時間切れ目のない安心して、快適に暮らせる入所施設を新設し、グループホームを充実すること
- (2) 必要な支援の制限につながる現行の障害支援区分は廃止し、本人にとって必要な支援を受けられる仕組みとする こと
- (3) 安定して継続的な支援が受けられる職員体制にすること
- (4) 国及び地方公共団体は、知的障害者への障害福祉サービスを提供する義務を負うこと

2. 質の向上に向けた整備が必要

人間の尊重

≪人間の尊厳(その人が人として生まれてきたから尊い)が重んじられ、誰もがその人らしい生き方を国が責任をもって守る仕組みの追求≫

その人らしい暮らしとは、「どのような場に居ようとも人間としての権利や尊厳が平等に保障されること」であり、 知的障害者の特性を理解し、支援を得ながら意思決定の実現ができる暮らしです。

「骨格提言」が言う「障害のある人も家庭や地域で、ともに生活できる社会づくり」でもありません。なぜなら、この意味は、家庭を作り営むことができ、人間関係を構築できる人たちを前提にしており、多くの知的障害者はいくら社会が変化したとしても、自ら家庭を作り営む事が困難な上に、近隣の人と関係を持つことが不得意です。つまり、制度が充実し社会が成熟したとしても「地域」で「共に生活」ができ難い多くの知的障害者がいることを直視する必要があります。

自立支援法が施行されるまで、本質的な問題点を理解できなかった私たちは、自立支援法を契機として、いま、日本の障害福祉から何を気づき、何を学んだかが問われています。自立支援法は財政の軽減化、骨格提言は障害者権利条約19条a等の思想性との違いはあるものの、共通する「地域移行」という用語によって、生活を支える重要な社会資源であり、現状では地域の中に位置づいている生活施設がさも地域にはなりえないかのような流れを作り、また、どこで暮らすかは本人の意思決定によるものとしながらも、生活施設での暮らしとそこに住まう当事者の権利を否定している矛盾があります。

国の地域移行という施策で、当事者やその家族の意思決定を無視して施設から出すことは人権侵害であり、一方、個人と環境の相互作用によって起きる社会的障壁を障害と定義し、合理的配慮の欠如が差別だというなら、無策に環境の整わない「地域移行」を勧めることは差別だと言えます。私たちは、この「地域」「共に生活」といった曖昧な概念に惑わされません。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細)

1. 障害者支援施設及び通所施設、グループホームを利用している人に対する総合的な支援の充実

(1) 障害者支援施設等における基本報酬単価の引き上げについて

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・基本報酬で賄うべき費用は、次のものであります。
- ○職員に係る費用(給与・賞与、社会保険料、通勤費、退職金、福利厚生費、教育研修など)
- ○事業所及び法人運営にかかる事務などの費用
- ○旅費交通費(関係機関との打ち合わせ、教育研修、支援に係る費用で利用者から受け取ることができないもの)
- ○大規模災害など万が一への備え、新規施設建設の準備
- ・入所施設の職員を募集しても応募者が来ない最大の原因は、絶対的労働人口の減少において夜勤を含む変則勤務という 労働に比較して給与水準が低いということでは、職員の確保が困難です。正職員として将来に希望が持てる給与が支払 える報酬にしなければ、職員の質の低下を招く恐れがあります。
- ・職員の処遇については、2009 年 10 月より処遇改善加算制度が開始され、7年半の期間をかけて最高で月額 37,000 円の改善が可能となりました。なお、施設長やサービス管理者はこの処遇改善の加算対象になっていませんが、これらの職種についても一般企業と比べて低水準にあり、サービスの質の向上や人材確保の観点から必要です。

【意見・提案の内容】

- ・基本報酬単価について5%の引き上げを要望します。
- ・低すぎる賃金や長時間労働による支援現場の深刻な人手不足を改善するには、障害福祉サービス等の報酬の引き上げが 必要です。

(2) 休日における日中支援加算について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・土・日・祝日などは、平日に利用している事業所の多くは営業日ではなく、また、支給日数は当該月―8日となっており、障害が重いひとなど日中に一人で過ごすことが困難な人については、共同生活援助の事業所において日中に支援を行う必要があります。
- ・グループホームの制度は、帰宅後の生活支援を中心とした制度で、土・日・祝日に係らず日中のグループホーム利用者 への職員配置は、現在の報酬体系に反映できていません。

【意見・提案の内容】

- ・日中に支援を行った場合の日中支援加算を次の通り適用します。
- ○対象とする人 65歳以上または障害支援区分3以上の障害者
- ○一人を支援した場合 1000 単位
- ○二人以上を支援した場合 700 単位
- ・入所施設においても同様の状況にあり、報酬の見直しを要望します。

(3) 利用者が入院している期間の報酬の改善

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・家族の高齢化など家庭が支援を行うことが困難な状況が増えてきます。また、利用者も年齢が高くなってくること や重度の利用者が増えてくることなどを考えると、利用者が病気などで入院することへの対策が必要です。
- ・利用者が入院することにより給付費が支給されなくなっても、実際には職員を削減することは困難であり、入院付 添等を行うことにより、通常以上に職員の仕事が増加します。
- ・現在、「入院時支援特別加算」と「長期入院時支援と特別加算」の制度がありますが、事業所の負担について適切に 評価されておらず、利用者が入院した場合に事業所の経営を圧迫しています。
- ・また、「長期入院時支援と特別加算」の制度は入院期間3カ月までを対象としており、これを超えた場合には対象外となります。入院した利用者をグループホーム、入所施設から退所させ退院後の行く先がなくなるようなことは避けなければなりません。入院が長期となった場合の対応についても、制度の整備が必要です。

【意見・提案の内容】

- ・長期入院時支援加算を次の通りとします。
- 一日につき所定の報酬単価の 1/2 を算定する

2 介護保険と障害福祉政策の「一体化」につながる報酬改定には反対

- ・内容の異なる障害福祉と介護保険サービスを一体化することで、人員基準などのより「低い方」に合わせられ、 質の低下に懸念があります。
- ・障害福祉サービス利用では、住民税非課税世帯だと自己負担はありませんが、65 歳を過ぎると「介護保険優先原則」により介護保険が適用され、自己負担や利用限度が生じ、負担やサービス打ち切り・縮小という問題が起きています。

3 質の向上に向けた整備が必要

(1) 専門性を向上させるための考え方

【意見・提案を行う背景、論拠】

知的障害者はその障害の状態にかかわらず、本人主体とする 24 時間 365 日切れ目の無い一貫した支援が必要です。一貫した支援とは限られた生活空間で行われることを指すのではなく、本人主体の幅広い生活空間で行われる活動の支援が安全に配慮されたものであることです。安全な暮らしのための配慮が必要な知的障害者には命の安全と健康保持、更に衛生面での配慮を保障したものでなければなりません。

- ・障害福祉サービスの事業について、専門性が低い事業所が多くの改善を求める声が多くあります。
- ・知的障害の特性を持つ人は社会性、コミュニケーションが苦手であり、本人の意思を話すこと、聞き取り、 理解すること、文章が書けない、お金の計算ができないという特徴がありますが、このような特性に十分配慮 されていません。
- ・職員の専門性を高めるためにも社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家資格を持つ職員を増やすべきだと考えます。一方、現行の福祉職員配置加算は直接処遇職員総数を分母としている関係上、直接処遇職員を増やせば同加算が受けられなくなる等の矛盾が起こってきています。

【意見・提案の内容】

・生活介護については、

福祉専門職員等配置加算(I) 20 単位

福祉専門職員等配置加算(Ⅱ) 15 単位

福祉専門職員等配置加算(Ⅲ)

10 単位

- ・分母としている直接処遇職員総数を指定基準配置職員とします。
- ・家族の絆を知的障害者の暮らしの中に確立します。

血縁、地縁など様々な縁で繋がっていた社会が崩れ、知的障害者の餓死を始めとする無縁死、孤独死、孤 立死が日々報道されています。無縁社会が進むにつれて知的障害者が安心して暮らせる場所がなくなってき ています。

今日まで、多くの知的障害者が誰に看取られ、どこで亡くなっているのかが不明であることから、家族に 看取られ人はごく少数であることは容易に推察できます。

そうならないため、生活施設を中心とした新しい家族縁で結ばれた絆をつくりたいと思います。

知的障害者の「家族が将来をとおして安心できる我が子らの新しい家族・家庭造り」の支援、また、その 家族の人権も大切にする支援ができる人々が必要です。

人間の命と尊厳をまもり、人としての幸せづくりを担える人材の育成・確保と給与保障をわが国の社会保障の根源 に据えることを強く求めるものです。